

改正

令和元年7月8日

飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県産材の主産地形成及び木質バイオマスの利用促進を図るため、市長が適当と認める林業者等の組織する団体、個人（以下「事業主体」という。）が行う県産材供給体制整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第3条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容のうち、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、速やかに市長に申請して承認を受けること。
- (2) 別表の1、2の各(1)、(2)の経費は、相互に流用してはならない。
- (3) 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに市長に申請して承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産については、財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係わる補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することがある。

(申請書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付申請書（様式第1号）又は飯山市森のエネルギー推進事業補助金交付申請書（様式第2号）及び飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付変更申請書（様式第3号）又は飯山市森のエネルギー推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、飯山市森のエネルギー推進事業は除く。

(1) 事業計画書

(2) 設計書

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

4 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象事業経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付申請書の取下書の様式及び提出期限）

第5条 第3条第1項第1号及び第3号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号の場合

飯山市県産材供給体制整備事業変更承認申請書（別表の1又は2の事業）（様式第5号）

飯山市森のエネルギー推進事業変更承認申請書（別表の3の事業）（様式第6号）

(2) 第3条第1項第3号の場合

飯山市県産材供給体制整備事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書（別表の1又は2の事業）（様式第7号）

飯山市森のエネルギー推進事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書（別表の3の事業）（様式第8号）

2 軽微な変更をしようとするときは、飯山市県産材供給体制整備事業計画変更報告書（様式第9号）又は飯山市森のエネルギー推進事業計画変更報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告すること。

(状況報告の様式等)

第6条 飯山市県産材供給体制整備事業の事業主体は、10月末日現在における遂行状況を飯山市県産材供給体制整備事業遂行状況報告書(様式第11号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市県産材供給体制整備事業実績報告書(様式第1号)によるものとする。ただし飯山市森のエネルギー推進事業は除く。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 精算設計書

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第8条 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付(概算払)請求書(様式第12号)又は飯山市森のエネルギー推進事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第9条 要綱の規定により市長に提出する書類は、正副3部(ただし、飯山市森のエネルギー推進事業補助関係は2部)とする。

(補則)

第10条 この要綱に定める事項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

(別表)

事業の種類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 林業・木材産業等振興施設整備事業（強い林業・木材産業づくり交付金関係）	<p>(1) 事業主体が県産材供給体制整備事業計画（以下「計画」という。）に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 木材加工流通施設整備</p> <p>イ 森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>ウ 需要拡大施設整備</p> <p>エ 林地残材活用機材整備</p> <p>オ 木質バイオマスエネルギー供給施設整備</p> <p>カ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>(2) 事業実施のための附帯事務費</p>	<p>当該経費に対し予算の範囲内で市長が定める額</p>	<p>(1) 補助金の増額</p> <p>(2) 「林業・木材産業事業種目」ごとの事業費の30%を超える増減（「林業・木材産業事業種目」は、強い林業・木材産業づくり交付金交付要綱（平成17年3月30日付け16林政政第693号農林水産事務次官通知）の別表2に規定する工種又は施設区分①をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 事業費の工事雑費または事務雑費への流用</p> <p>(4) 附帯事務費の変更</p>	<p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 「林業・木材産業事業種目」の新設又は廃止</p> <p>(3) 「林業・木材産業事業種目」ごとの施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>(4) 「林業・木材産業事業種目」ごとの事業量の30%を超える増減。</p> <p>(5) 「林業・木材産業事業種目」ごとの主要工事内容及び施設の主要構造又は機械器具等の機能及び品目の変更</p>

<p>2 森林整備・保全 施設整備事業（森 林づくり交付金 関係）</p>	<p>(1) 事業主体が県 産材供給体制整備 事業計画（以下「計 画」という。）に基 づいて行う次に掲 げる事業に要する 経費 ア 間伐材等利活 用基盤整備 イ 自然エネルギ ー利活用施設の 整備 (2) 事業実施のた めの附帯事務費</p>	<p>当該経費に対し 予算の範囲内で 市長が定める額</p>	<p>(1) 補助金の増 額 (2) 「森林づく り事業種目」ご との事業費の 30%を超える増 減（「森林づく り事業種目」は、 森林づくり交付 金交付要綱（平 成17年3月30日 付け16林政政策 692号農林水産 事務次官通知） の別表2に規定 する事業種目を いう。以下同 じ。） (3) 事業費の工 事雑費または事 務雑費への流用 (4) 附帯事務費 の変更</p>	<p>(1) 事業主体の 変更 (2) 「森林づく り事業種目」の 新設又は廃止 (3) 「森林づく り事業種目」ご との施行箇所又 は設置場所の変 更 (4) 「森林づく り事業種目」ご との事業量の 30%を超える増 減。 (5) 「森林づく り事業種目」ご との主要工事内 容及び施設の主 要構造又は機械 器具等の機能及 び品目の変更</p>
<p>3 森のエネルギ ー推進事業</p>	<p>事業実施主体の購 入するペレットスト ーブ又はペレットボ イラーに係わる経費 のうち本体購入経費</p>	<p>当該経費に対し 予算の範囲内で 市長が定める額</p>	<p>(1) 補助金の増 額</p>	<p>(1) 事業主体の 変更 (2) 設置場所の 変更</p>

(様式第1号) (第4条及び第7条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付申請書

(飯山市県産材供給体制整備事業実績報告書)

番号
年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所
氏名 ⑩

年度において、別紙のとおり飯山市県産材供給体制整備事業を実施したいの
で補助金 円を交付してください。

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
()
年度飯山市県産材供給体制整備事業を別紙のとおり実施しました。

記

1 事業の種類

2 事業計画(実績)

別紙事業計画書(実績書)のとおり

(注) 記1には要綱別表の「事業の種類」を記入すること。

(様式第2号) (第4条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者

住所

氏名

㊟

(会社等の場合は代表者名)

次のとおり飯山市森のエネルギー推進事業の補助金を交付されるよう申請します。

事業内容	対象となる施設等	ペレットストーブ		台	別紙内訳表参照のこと
		ペレットボイラー		台	
	事業費				
	補助金額				
手続	着手日	年 月 日			
	完了日	年 月 日			
効果	ペレット 予定使用量	k g 袋			
その他	口座	金融機関		口座番号	
		口座名義人		普通・当座	

(注) 1 効果については、ストーブ等の導入により期待されるペレット使用量を試算して記載すること。

2 連絡先については、公表されることを踏まえて記載すること。

(様式第3号) (第4条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業補助金交付変更申請書

番号
年 月 日

飯 山 市 長 あて

申請者 住所
氏名 ㊟

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
飯山市県産材供給体制整備事業を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 交付決定のあった補助金額 金 円
- 2 今回変更増(減)額 金 円
- 3 変更事業計画

(単位： 円)

区 分	当初計画				変更計画			
	総事業費	経費の内訳			総事業費	経費の内訳		
		県費 補助金	市費	その他		県費 補助金	市費	その他
事業費								
附帯事務費								
計								

- 4 事業完了(予定)年月日

(様式第4号) (第4条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者

住所:

氏名: ㊦

(会社等の場合は代表者名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で交付決定のあった飯山市森のエネルギー推進事業補助金について、下記のとおり変更交付の申請をします。

記

1 既交付決定額	金	円
2 変更交付申請額	金	円
3 変更後の補助金の額	金	円
4 補助対象経費の増(減)額	金	円
5 変更交付申請の理由		
6 備考		

(様式第5号) (第5条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業変更承認申請書

番号
年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所
氏名 ㊟

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
飯山市県産材供給体制整備事業を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書
(注) 様式第3号の様式に準じ、変更後の計画を下段に記載し、その上段に変更前の計画を()書きで記載すること。
- 3 事業の完了(予定)年月日
(添付書類)
変更設計書(2部)
(注)(1) 経費の配分の変更がなく、事業の内容のみ変更する場合は2の変更事業計画書は、除くこと。
(2) 設計内容に変更のない場合は、添付書類の変更設計書は除くこと。

(様式第6号) (第5条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業変更承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申 請 者

住 所

氏 名

Ⓔ

(会社等の場合は代表者名)

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった飯山市森のエネルギー推進事業を下記のとおり変更したいので承認してください。

事業内容	対象となる施設等	ペレットストーブ	台
		ペレットボイラー	台
事業実施の目的			
手続	変更理由		
	完了日	変更後 年 月 日	変更前 年 月 日
	完了予定日	変更後 年 月 日	変更前 年 月 日
効果	ペレット 予定使用量	k g 袋	
その他	連絡先	TEL - -	

- (注) 1 事業内容及び効果の欄には変更前の数量等を上段に、変更後の数量を下段に記載すること。
2 手続きのうち、変更理由については変更する項目毎に明確に記載すること。

(様式第7号) (第5条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業

中止(廃止、完了期限延長)承認申請書

番号

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年度飯山市県産材供給体制整備事業を下記のとおり中止(廃止、完了期限延長)したいので承認してください。

記

- 1 中止(廃止、期限内に完了しない)の理由
- 2 事業の遂行状況

事業区分	事業 種目	事業 主体	施行 箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	計 画			事業中止(廃止)時の状況				備 考
						事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	進捗率	
総 合 計													

3 事業を中止する期間

4 事業実施についての見通し

5 事業完了予定年月日

6 事業廃止に伴う返還補助金額

円

(注) 中止の場合は1から5まで、廃止の場合は1、2及び6を完了期限延長の場合は1、2及び5について記入すること。

(様式第8号) (第5条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業
中止(廃止、完了期限延長)承認申請書

番号

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所

氏名

㊞

(会社等の場合は代表者名)

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度飯山市森のエネルギー推進事業を下記のとおり中止(廃止、完了期限延長)したいので
承認してください。

記

事業内容	対象となる施設等	ペレットストーブ	台
		ペレットボイラー	台
事業実施の目的			
手続	中止(廃止、完了期限延長)理由		
	着手日	年 月 日	
	完了予定日	変更後 年 月 日	変更前 年 月 日
効果	ペレット 予定使用量	k g 袋	
その他	連絡先	TEL - -	

- (注) 1 手続きのうち、中止(廃止、完了期限延長)理由については根拠を明確に記載すること。
2 完了期限の延長をするときは、手続きのうち、完了日の欄に当初の完了日と延長したい日を記載すること。

(様式第9号) (第5条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業
計画変更報告書

番号
年 月 日

飯山市長 あて

報告者名 ㊟

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度飯山市県産材供給体制整備事業計画を下記のとおり変更しました。

記

1 計画変更の理由及び内容

2 変更事業計画書

事業種目	設計書番号	当初計画				変更計画			
		事業量		事業費	補助金	事業量		事業費	補助金
		A	B			A	B		
				円	円			円	円

(添付書類)

変更設計書 (1部)

- (注) 1 経費に変更がなく、事業内容のみ変更する場合は、2の変更事業計画は除くこと。
2 変更事業計画は変更のある事業種目のみ記載のこと。
3 設計内容に変更のない場合は、添付書類の変更設計書は除くこと。

(様式第10号) (第5条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業
計画変更報告書

番号

年 月 日

飯 山 市 長 あて

報告者氏名

㊦

(会社等の場合は代表者名)

年 月 日付飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度飯山市森のエネルギー推進事業を下記のとおり変更しました。

記

1 計画変更の理由及び内容

(様式第11号) (第6条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業
遂行状況報告書

番号
年 月 日

飯 山 市 長 あて

報告者 氏名

㊦

年度飯山市県産材供給体制整備事業の10月末日現在の遂行状況は、下記のとおりです。

記

事業種目	事業主体	契約 年月日	着工 年月日	計 画		出来高			竣工(予定) 年月日	備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率		
					円		円			
附帯事務費										
総事業費										

(様式第12号) (第8条関係)

飯山市県産材供給体制整備事業
補助金交付(概算払)請求書

番号

年 月 日

飯山市長 あて

請求者 住所
氏名

㊞

年 月 日付飯山市達(指令) 第 号で確定(交付決定)のあった
年度飯山市県産材供給体制整備事業補助金を下記のとおり交付(概算払)してください。

記

- 1 補助金確定額
- 2 補助金概算払受領済額
- 3 今回補助金請求額
- 4 請求額の内訳

事業種目	補助金確定額	交付(概算払)請求額			残額	請求日現在の出来高
		前回までに支払 いを受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	円
附帯事務費						
総合計						

(様式第13号) (第8条関係)

飯山市森のエネルギー推進事業補助金交付請求書

番号
年 月 日

飯 山 市 長 あて

請求者 住所
氏名 ⑩
(会社等の場合は代表者名)

年 月 日付飯山市達 第 号で確定のあった 年度飯山市森の
エネルギー推進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額					円
その他	口座	金融機関名		口座番号	
		口座名義人		普通・当座	
その他	連絡先				TEL — —